

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月10日
【四半期会計期間】	第82期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社朝日工業社
【英訳名】	ASAHI KOGYOSHA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高須 康 有
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目25番7号
【電話番号】	東京(03)3432 - 5711
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員総務本部長 池田 純 一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目24番11号
【電話番号】	東京(03)3432 - 5712
【事務連絡者氏名】	総務本部財務部長 亀田 道 也
【縦覧に供する場所】	株式会社朝日工業社 大阪支社 （大阪市淀川区加島一丁目58番59号） 株式会社朝日工業社 北関東支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目10番16号） 株式会社朝日工業社 東関東支店 （千葉市中央区新町3番地13） 株式会社朝日工業社 横浜支店 （横浜市中区本町三丁目33番地） 株式会社朝日工業社 名古屋支店 （名古屋市中区新栄一丁目39番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第81期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第82期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第81期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	11,604	15,143	83,111
経常利益(損失) (百万円)	294	455	2,559
四半期(当期)純利益 (純損失) (百万円)	177	223	1,304
純資産額 (百万円)	18,546	19,436	19,917
総資産額 (百万円)	58,408	61,515	65,296
1株当たり純資産額 (円)	562.92	589.96	604.56
1株当たり四半期(当期) 純利益(純損失) (円)	5.38	6.78	39.60
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.8	31.6	30.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,325	3,702	179
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	65	125	402
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	591	621	981
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	4,975	8,336	5,391
従業員数 (人)	913	926	902

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第81期および第82期第1四半期連結累計(会計)期間は潜在株式がないため、記載しておりません。また、第81期第1四半期連結累計(会計)期間は、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	926 [128]
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	896 [128]
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

セグメントの名称	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) (百万円)
設備工事業	-	- (-)
機器製造販売事業	1,324	2,305 (74.0%増)
合計	1,324	2,305 (74.0%増)

(注) 1 金額は、売上原価により算出しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 当社グループでは設備工事業における生産実績を定義することは困難であるため、「生産実績」は記載しておりません。

(2) 受注実績

セグメントの名称	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) (百万円)
設備工事業	14,928	12,247 (18.0%減)
機器製造販売事業	1,378	2,423 (75.8%増)
合計	16,306	14,671 (10.0%減)

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

セグメントの名称	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) (百万円)
設備工事業	10,433	12,920 (23.8%増)
機器製造販売事業	1,170	2,222 (89.9%増)
合計	11,604	15,143 (30.5%増)

(注) 1 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高およびその割合は、次のとおりであります。

前第1四半期連結会計期間

 (株)竹中工務店 1,410百万円 12.2%

当第1四半期連結会計期間

 (株)竹中工務店 2,618百万円 17.3%

 三洋電機(株) 2,453百万円 16.2%

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりであります。

受注高、売上高、繰越高

期別	区分	期首繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	設備工事業業					
	空調工事	41,765	13,232	54,997	7,334	47,662
	衛生工事	13,743	1,584	15,327	2,742	12,585
	計	55,508	14,816	70,324	10,076	60,248
	機器製造販売事業	2,353	1,378	3,731	1,170	2,561
	合計	57,861	16,195	74,056	11,246	62,809
当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	設備工事業業					
	空調工事	28,805	10,032	38,837	8,818	30,019
	衛生工事	13,104	1,646	14,750	3,884	10,865
	計	41,909	11,678	53,588	12,703	40,884
	機器製造販売事業	3,055	2,423	5,479	2,222	3,256
	合計	44,965	14,102	59,068	14,926	44,141
前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	設備工事業業					
	空調工事	41,765	44,110	85,875	57,069	28,805
	衛生工事	13,743	17,110	30,854	17,749	13,104
	計	55,508	61,221	116,729	74,819	41,909
	機器製造販売事業	2,353	7,232	9,586	6,530	3,055
	合計	57,861	68,453	126,315	81,350	44,965

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額に変更のあるものについては、期中受注高にその増減額を含みます。したがって、期中売上高にもかかる増減額が含まれます。

2 期末繰越高は(期首繰越高+期中受注高-期中売上高)であります。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

受注高

期別	区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
前第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	設備工事業			
	空調工事	3,564	9,668	13,232
	衛生工事	223	1,361	1,584
	計	3,787	11,029	14,816
	機器製造販売事業	-	1,378	1,378
	合計	3,787	12,407	16,195
当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	設備工事業			
	空調工事	530	9,501	10,032
	衛生工事	300	1,345	1,646
	計	831	10,847	11,678
	機器製造販売事業	-	2,423	2,423
	合計	831	13,270	14,102

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

売上高

期別	区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
前第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	設備工事業			
	空調工事	1,048	6,285	7,334
	衛生工事	8	2,733	2,742
	計	1,057	9,019	10,076
	機器製造販売事業	-	1,170	1,170
	合計	1,057	10,189	11,246
当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	設備工事業			
	空調工事	985	7,833	8,818
	衛生工事	252	3,632	3,884
	計	1,238	11,465	12,703
	機器製造販売事業	-	2,222	2,222
	合計	1,238	13,688	14,926

(注) 1 前第1四半期会計期間完成工事のうち請負金額3億円以上の主なものは、次のとおりです。

株式会社竹中工務店	NOK福島事業場新第一工場棟新築工事に伴うユーティリティー設備工事(期工事)
清水建設(株)	(仮称)仙台本町プロジェクト新築工事に伴う給排水衛生設備工事
鹿島建設(株)	アパホテル京成成田駅前新築に伴う空調衛生設備工事
株式会社大林組	学校法人愛知医科大学新立体駐車場等建設工事に伴う空気調和・衛生設備工事
光南工業(株)	アイシン高丘(株) 本社ビル新築工事に伴う空調・換気設備工事
当第1四半期会計期間完成工事のうち請負金額7億円以上の主なものは、次のとおりです。	
株式会社大林組	衆議院新議員会館北棟空調設備一期工事
株式会社竹中工務店	日土地山下町ビル空気調和設備工事
清水建設(株)	みずほ銀行千葉事務センターB群熱源更新工事

2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高およびその割合は、次のとおりであります。

前第1四半期会計期間

株式会社竹中工務店 1,410百万円 12.5%

当第1四半期会計期間

株式会社竹中工務店 2,618百万円 17.5%

三洋電機(株) 2,453百万円 16.4%

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

繰越高(平成22年6月30日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
設備工事業			
空調工事	8,909	21,109	30,019
衛生工事	2,331	8,534	10,865
計	11,240	29,644	40,884
機器製造販売事業	-	3,256	3,256
合計	11,240	32,900	44,141

(注) 1 繰越工事のうち請負金額18億円以上の主なものは、次のとおりです。

三洋電機株	三洋電機株式会社加西事業所新工場建設工事に伴う空気調和衛生設備工事	平成22年7月完成予定
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学総合移転整備計画第二次事業新築工事 機械設備工事	平成23年2月完成予定
総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院新本館空調設備工事	平成23年3月完成予定

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国の堅調な経済に支えられ外需産業を中心に企業業績の改善や、政府の経済対策の効果等により景気は緩やかな回復傾向にあるものの、欧州の財政不安が国内景気を下押しする懸念もあり、先行きについては不透明な状況が続いております。

当社グループの関連事業の環境は、設備工事事業につきましては、官公需の減少に加えて、企業業績の改善が新たな設備投資意欲を持ち直すまでに至らず、受注環境は厳しい状況が続いております。

精密環境制御機器の製造販売事業につきましては、足元では世界的な半導体の需要増及び中国を始め新興国などを中心とした液晶テレビの需要にけん引され、半導体及び液晶パネル製造装置の事業環境は前年度に比べ著しく改善されつつあります。

こうした経営環境の下で、当社グループは業績の向上に総力を上げて取り組んでまいりました。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は15,143百万円（前年同期比30.5%増加）、営業利益は375百万円、経常利益は455百万円、四半期純利益は223百万円となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。なお、各セグメントの営業利益又は営業損失は、各報告セグメントのセグメント利益又は損失と一致しております。（「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」をご参照ください。）

（設備工事事業）

売上高 12,920百万円（23.8%）

営業利益 508百万円（ ）

受注高は12,247百万円で前年同期比18.0%の減少となりました。

売上高につきましては、工事進行基準による計上額の増加もあり前年同期比23.8%の増加となりました。売上高の増加と売上総利益率が前年同期より上昇したこともあって、その結果、前年同期の営業損失から営業利益に転化しました。

（機器製造販売事業）

売上高 2,222百万円（89.9%）

営業損失 132百万円（ ）

受注高は2,423百万円で前年同期比75.8%の増加となりました。

売上高につきましては、主に液晶向けが増加し前年同期比89.9%の増加となりましたが、売上総利益率は前年同期に比べ低下したことにより販売費及び一般管理費を吸収できず、132百万円の営業損失となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産が61,515百万円（前年度末比3,780百万円減少）となりました。主な増加は、現金預金の増加2,945百万円、未成工事支出金の増加1,358百万円、主な減少は、受取手形・完成工事未収入金等の減少8,237百万円です。

負債総額は42,079百万円（前年度末比3,299百万円減少）となりました。主な増加は未成工事受入金の増加756百万円、その他の流動負債の増加396百万円です。主な減少は、支払手形・工事未払金等の減少3,740百万円、未払法人税等の減少424百万円です。

純資産は19,436百万円（前年度末比481百万円減少）となりました。これは、配当金の支払494百万円、その他有価証券評価差額金の減少220百万円などによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末より2,945百万円増加し、8,336百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は3,702百万円（前年同期比5,027百万円の増加）となりました。これは主として売上債権の回収や未成工事受入金などの収入が仕入債務の支払や未成工事支出金の投入による支出より3,657百万円上回ったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は125百万円（前年同期比59百万円の減少）となりました。これは、主として有形固定資産の取得による支出などがあったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金の減少は621百万円（前年同期比30百万円の減少）となりました。これは、主として借入金の返済及び配当金の支払などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決定しました。その内容は以下のとおりです。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると当社は考えています。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大規模買付行為（下記 . 2）（1）において定義されます。以下同じとします。）があった場合、当社株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為がなされる場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社が今後も企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し向上させるためには、長年培ってきた顧客や協力会社との信頼関係の維持、技術力・施工力の研鑽による競争力の向上、空気調和衛生設備の派生技術の応用による新事業分野の開拓、財務内容、収益力、社員待遇など総合的な企業体質の向上などの中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大規模買付行為を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者が大規模買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な情報を適切に把握した上で、当該大規模買付行為が会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がありますが、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

・ 基本方針の実現に資する特別な取組み

1) 当社の今後の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、設備工事業の公共性、機器製造販売事業の独自性を踏まえ、創業以来80有余年の社歴により培われた顧客や協力会社との信頼関係、長い社歴に裏打ちされた豊富な実績と確かな技術力、熟練した技術を有し、当社の設備工事業および機器製造販売事業の事業特性を十分に把握した従業員の存在であると考えております。

当社は、これらの企業価値の源泉に基づき、「地球環境と資源を大切にしながら、空気・水・熱の科学に基づく高度な技術によって、最適空間を創造し、人類文化の発展に貢献する」ことを使命とし、エンジニアリングコンストラクターとして積極的な事業展開を図り、たえず未来を見つめた技術の開発に取り組み、時代の変化に俊敏に対応することを企業の精神としています。会社と職場および社員は「人間尊重の経営」、「働き甲斐のある職場」、「自己研鑽とチャレンジ精神溢れる行動」をポリシーとして、人と地球の「最適環境」の創造をめざし、たゆまぬ努力を続けてまいります。

(2) 中期経営計画について

当社グループは3ヶ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、中期的な経営の指針としておりますが、本年度は第13次中期経営計画（2008年4月～2011年3月）の最終年度に当たります。

第13次中期経営計画の骨子は次のとおりです。

基本方針

第12次中期経営計画で掲げた「設備業界において大手専門業者に相応しい会社内容を目指す」、「先端分野への取組みを重視するとともに、派生する技術の応用による新分野に積極的に進出し、事業の拡大を目指す」という2つの『会社の方向性』を引き続き基盤に置き、次の3項目を基本方針とする。

- (a) 「利益重視の経営」を基本に置き、着実な業績の拡大を図る
- (b) 社会や顧客のニーズに応えうる営業力と技術力の更なる強化、向上に努める
- (c) 「企業の社会的責任」を今一層果たせるよう企業体質の強化、社内体制の整備を図る

重点的課題

- (a) 優良市場、成長分野への積極的な展開
- (b) 収益力、コスト競争力の強化
- (c) 人材の確保と育成
- (d) CSR（企業の社会的責任）への取組み強化

事業別施策

- (a) 設備工事事業
 - ・ 積極的な採用と柔軟性のある人事異動の推進により、市場性と成長性が見込める重点地域に人員を効果的に配置する。
 - ・ 産業施設やリニューアル物件への積極的な営業展開、およびアフターフォロー管理の整備・強化により民間元請工事の受注を拡大する。
 - ・ 発注方法見直し等による購買価格のコストダウン、目標利益の管理徹底・強化、現場業務の効率化等によりコスト競争力を強化する。
 - ・ 市場性と顧客ニーズに重点を置いた技術開発、および新分野への進出を目指した技術開発を推進する。
- (b) 機器製造販売事業
 - ・ サービス体制の拡充、製品の納期短縮、品質向上により顧客満足度の向上に努める。
 - ・ 最新の生産管理技術の導入により原価低減を推進する。
 - ・ 新技術・新製品の開発推進を加速化するとともに、社内管理体制を再整備することで、安定成長経営体制を確立する。
- (c) 海外事業
 - ・ 安定的な施工能力の確保、社内管理体制の強化等により、亞太朝日の経営安定化を推進する。

最終年度の目標

- (a) 連結受注高 94,300百万円
- (b) 連結売上高 93,300百万円
- (c) 連結当期純利益 1,200百万円

2) 企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益向上の基盤となる仕組みについて

コーポレートガバナンスの強化

当社は、企業の社会的責任の重要性を認識し、株主を始め様々なステークホルダーの利益を尊重し、企業価値を高めていくことを目的として、経営上の組織や仕組みを改善し、コーポレートガバナンスを強化することを最も重要な経営課題として位置づけています。

当社は平成18年6月より執行役員制度を導入し、経営効率の向上と意思決定の迅速化、意思決定・監督機能と業務執行機能の分担の明確化を図っております。

取締役会は社外取締役2名を含む取締役12名で構成され、2ヶ月に1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行うとともに常勤取締役および常勤監査役により構成される経営会議を毎月1回開催し、取締役会付議事項その他の重要事項について審議をいたしております。

監査役会は社外監査役3名を含む4名の体制をとっています。監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画に基づき、業務および財産の状況を調査し、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査しております。

内部監査部門としては、業務執行部門とは独立した社長直轄の「内部監査室」を設置し、選任スタッフの他に会計監査人とは独立した社外の公認会計士をアドバイザースタッフに迎えています。内部監査室は監査室の監査計画に基づき業務監査・会計監査を実施し、公正かつ客観的な立場から、経営に対し評価・助言を行い、各部門の業務の改善を推進しています。

また、九段監査法人より会計監査人として独立の立場から監査を受けております。監査役、内部監査部門および会計監査人は、監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図っております。

さらに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

当社は、今後も経営上の組織や仕組みを改善し、取締役制度、監査役制度の機能を強化することによって、より充実したコーポレートガバナンスの実現に努めるとともに、株主・投資家の皆様に対しては、常に投資者の視点に立った迅速・正確かつ公平な会社情報の開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入に関する議案を平成20年6月27日開催の当社第79回定時株主総会に付議することを決定し、当該定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました。

本対応方針の導入の目的および概要は以下のとおりです。

1) 本対応方針導入の目的

本対応方針は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記 . に記載した基本方針に沿って導入されたものです。当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、当社株券等に対する大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社は、平成20年6月27日に開催の当社第79回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき、本対応方針を導入いたしました。

2) 本対応方針の概要

(1) 本対応方針に係る手続

本対応方針は、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、もしくは、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とし、かかる大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(i)独立委員会による対抗措置の発動または不発動の勧告等により独立委員会による検討期間が終了するまでの間、および()独立委員会による検討期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

(2) 新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社は、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。なお、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性および公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、()当社社外監査役、または()社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合には株主総会を招集の上、同株主総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に通時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役および社外の有識者により構成されております。

(4) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

・上記 記載の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様のご共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の向上を目的に、上記 記載の取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を向上させ、その向上が株主および投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付行為等は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 記載の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記 記載の取組みは上記 記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・上記 記載の取組みについての取締役会の判断

1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保するための枠組みであり、上記 記載の基本方針に沿うものです。

2) 本対応方針が株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員のご地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本対応方針は、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入等に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成20年6月27日開催の当社第79回定時株主総会に本対応方針に係る定款変更議案および本対応方針の導入に関する議案を付議することを決定し、当該定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました。

また、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または()当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されることになり、その意味で、本対応方針の導入および廃止は株主の皆様のご意思に基づくものとなっております。

さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社定款第13条第1項に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

(3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されたこと

本対応方針は、上記 1)に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されたものです。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、本対応方針に定められた手続きに従って一連の手続が進行されたか否か、および、本対応方針に定められた手続が遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、毎年の取締役の選任を通じて、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会が選任する取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差選任制を採用していないため、改選期の定時株主総会における取締役選任議案によって取締役会の構成員を一度に交代することができ、さらに、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであることから、毎年の定時株主総会で取締役の選任議案が諮られます。そのため、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代により対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、41百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	78,198,000
計	78,198,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,000,000	34,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	34,000,000	34,000,000		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	34,000,000	-	3,857	-	3,013

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,054,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,750,000	32,750	-
単元未満株式	普通株式 196,000	-	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	34,000,000	-	-
総株主の議決権	-	32,750	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式565株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社 朝日工業社	東京都港区浜松町 一丁目25番7号	1,054,000	-	1,054,000	3.10
計	-	1,054,000	-	1,054,000	3.10

（注）当第1四半期会計期間末の自己株式数は1,054,730株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	398	385	364
最低（円）	373	341	328

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、九段監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	8,336	5,391
受取手形・完成工事未収入金等	30,136	38,373
製品	126	147
未成工事支出金	5,712	4,354
仕掛品	1,276	1,095
材料貯蔵品	149	128
その他	2,864	2,658
貸倒引当金	68	71
流動資産合計	48,534	52,079
固定資産		
有形固定資産	5,202	5,200
無形固定資産	358	384
投資その他の資産		
投資有価証券	5,363	5,725
その他	2,172	2,018
貸倒引当金	115	111
投資その他の資産計	7,420	7,632
固定資産合計	12,981	13,217
資産合計	61,515	65,296
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	27,455	31,196
短期借入金	3,404	3,404
未払法人税等	164	589
未成工事受入金	5,118	4,362
引当金	130	288
その他	2,094	1,697
流動負債合計	38,368	41,539
固定負債		
長期借入金	858	984
退職給付引当金	2,589	2,582
その他	262	273
固定負債合計	3,710	3,840
負債合計	42,079	45,379

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,857	3,857
資本剰余金	3,721	3,721
利益剰余金	11,973	12,244
自己株式	376	376
株主資本合計	19,176	19,447
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	322	543
為替換算調整勘定	62	72
評価・換算差額等合計	260	470
純資産合計	19,436	19,917
負債純資産合計	61,515	65,296

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	11,604	15,143
売上原価	10,641	13,458
売上総利益	962	1,684
販売費及び一般管理費	1,318	1,309
営業利益又は営業損失()	355	375
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	80	78
その他	11	35
営業外収益合計	93	115
営業外費用		
支払利息	23	21
その他	8	13
営業外費用合計	32	34
経常利益又は経常損失()	294	455
特別利益		
固定資産処分益	-	4
貸倒引当金戻入額	4	-
特別利益合計	4	4
特別損失		
固定資産処分損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5
特別損失合計	0	6
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	290	454
法人税、住民税及び事業税	45	33
法人税等調整額	158	197
法人税等合計	113	231
少数株主損益調整前四半期純利益	-	223
四半期純利益又は四半期純損失()	177	223

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	290	454
減価償却費	102	102
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	37	7
受取利息及び受取配当金	81	79
支払利息	23	21
有形固定資産処分損益(は益)	0	4
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5
売上債権の増減額(は増加)	8,924	8,180
未成工事支出金等の増減額(は増加)	4,107	1,538
仕入債務の増減額(は減少)	5,760	3,740
未成工事受入金の増減額(は減少)	1,957	756
その他	1,453	62
小計	647	4,104
利息及び配当金の受取額	81	79
利息の支払額	24	23
法人税等の支払額	735	457
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,325	3,702
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8	117
無形固定資産の取得による支出	36	26
投資有価証券の取得による支出	1	12
その他	18	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	65	125
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	126	126
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	461	494
その他	3	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	591	621
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	10
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,994	2,945
現金及び現金同等物の期首残高	6,969	5,391
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,975	8,336

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」の適用</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を当第1四半期連結会計期間より適用しております。</p> <p>これにより、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益がそれぞれ0百万円、税金等調整前四半期純利益が5百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、10百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
2 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
3 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
4 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有形固定資産減価償却累計額 3,849 百万円</p> <p>2 保証債務 従業員の銀行借入金に対し保証をしております。 80 百万円</p> <p>3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。 当四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 5,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 5,000百万円</p> <p>4 手形債権流動化による受取手形の譲渡高(1,245百万円)のうち遡及義務として、365百万円支払留保されております。</p> <p>5 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金3百万円を相殺して表示しております。</p>	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 3,774 百万円</p> <p>2 保証債務 従業員の銀行借入金に対し保証をしております。 85 百万円</p> <p>3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。 当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 5,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 5,000百万円</p> <p>4 手形債権流動化による受取手形の譲渡高(1,083百万円)のうち遡及義務として、308百万円支払留保されております。</p> <p>5 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金5百万円を相殺して表示しております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 481 百万円 退職給付費用 43 百万円 役員退職慰労引当金繰入額 8 百万円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 490 百万円 退職給付費用 42 百万円 役員退職慰労引当金繰入額 7 百万円 貸倒引当金繰入額 0 百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)
現金預金勘定 4,975	現金預金勘定 8,336
預入期間が3か月を超える定期預金 -	預入期間が3か月を超える定期預金 -
現金及び現金同等物 4,975	現金及び現金同等物 8,336

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 34,000,000 株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,054,730 株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	494	15	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	設備工事業 (百万円)	機器製造販売 事業(百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	10,433	1,170	11,604	-	11,604
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	-	5	(5)	-
計	10,439	1,170	11,609	(5)	11,604
営業損失()	237	117	355	-	355

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づいて区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業の内容

設備工事業 : 空気調和衛生設備の設計・監督・施工

機器製造販売事業 : 精密環境制御機器の製造販売

3. 会計方針の変更による影響額

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、平成20年4月1日以後に新たに着手した工事で、工事期間が1年以上でかつ請負金額が3億円以上の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が適用されたことに伴い、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、平成20年4月1日以後に新たに着手した工事で、工事期間が1年以上でかつ請負金額が3億円以上の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を引き続き適用しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合と比べて、当第1四半期連結累計期間に係る設備工事業の完成工事高は585百万円増加し、営業損失は83百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の特性から区分される「設備工事業」及び「機器製造販売事業」の2つを報告セグメントとしております。

設備工事業につきましては、空気調和衛生設備の技術を核として、その設計・監督・施工を主な事業としております。

機器製造販売事業につきましては、設備工事業と合わせて、空気調和・温湿度調節の技術を活かし、半導体や液晶製造装置向けの精密環境制御機器を主とした環境機器の製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額
	設備工事業	機器製造 販売事業	合計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	12,920	2,222	15,143	-	15,143
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	8	-	8	(8)	-
計	12,929	2,222	15,151	(8)	15,143
セグメント利益 (又はセグメント損失)	508	132	375	-	375

(注) 1. セグメント利益の調整額 8百万円はセグメント間取引消去 8百万円であります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 589.96 円	1株当たり純資産額 604.56 円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	19,436	19,917
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	19,436	19,917
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	32,945	32,945

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失 5.38 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 6.78 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益又は 四半期純損失() (百万円)	177	223
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失() (百万円)	177	223
期中平均株式数(千株)	32,948	32,945

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 7日

株式会社朝日工業社
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 網 英 道 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社朝日工業社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社朝日工業社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更（2）に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

株式会社朝日工業社
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 網 英 道 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社朝日工業社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社朝日工業社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。